

平成十四年総務省令第十号

電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二十六条の二第一項、第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同条の規定を実施するため、電波の利用状況の調査等に関する省令を次のように定める。

（目的）

第一条 この省令は、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関し、必要となる事項を定めることを目的とする。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、電波法（昭和二十五年法律第三十一号。以下「法」という。）及び無線通信規則第一条において使用する用語の例による。

（利用状況調査に係る無線局の種類）

第三条 総務大臣は、次の各号に掲げる無線局の種類に応じ、当該各号に定める期間を周期として、法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。

一 法第二十六条の二第一項第一号に掲げる電気通信業務用基地局（以下この条及び第五条において単に「電気通信業務用基地局」という。）

二 法第二十六条の二第一項第二号に掲げる電気通信業務用基地局以外の無線局のうち、公共業務用無線局（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第二条第三号に規定する公共業務用無線局をいい、法第三十条の二第十四項に規定する国の機関等が開設する無線局並びに同条第十五項第一号及び第二号に掲げる無線局のうち特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定するものに限る。次号において同じ。）

三 法第二十六条の二第一項第二号に掲げる電気通信業務用基地局以外の無線局のうち、公共業務用無線局以外の無線局 次に掲げる周波数帯ごとにおおむね二年

イ 七・四MHz以下のもの
ロ 七・四MHzを超えるもの

二 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に係る利用状況調査については、毎

年、電気通信業務用基地局に係る利用状況調査と併せて行うものとする。

第四条 法第二十六条の二第一項各号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、法第二十六条の三第一項に規定する電波の有効利用の程度の評価（第十条において「有効利用評価」という。）を効果的に行うため必要があると認められるときは、この限りでない。

- 一 全ての周波数帯（法第二十六条の二第一項第一号に規定する周波数帯をいう。以下同じ。）
- 二 総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。次条第二項第四号及び第八号において同じ。）の管轄区域
- 三 全国の区域

（利用状況調査の調査事項等）

第五条 免許を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局（次号及び第九号において「電気通信業務用基地局等」という。）に係る利用状況調査については、次に掲げる事項
- ロ 無線局の行う無線通信の通信量
- ハ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

- ニ 免許人の数
- ホ 無線局の目的及び用途
- ヘ 無線設備の使用技術
- ト 無線局の具体的な使用実態
- チ 他の電気通信手段への代替可能性
- リ 電波を有効利用するための計画

- ヌ 使用周波数の移行計画
- ル 既設電気通信業務用基地局（法第二十七条の十二第二項に規定する既設電気通信業務用基地局をいう。）が現に使用している周波数の幅
- ヲ 接続・卸役務提供（法第二十七条の十二第三項第三号ロに規定する接続・卸役務提供をいう。）の状況

- 二 電気通信業務用基地局等以外の無線局に係る利用状況調査については、次に掲げる事項
- イ 無線局の数
- ロ 無線局の行う無線通信の通信量

ハ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

- ニ 免許人の数
- ホ 無線局の目的及び用途
- ヘ 無線設備の使用技術
- ト 無線局の具体的な使用実態
- チ 他の電気通信手段への代替可能性
- リ 電波を有効利用するための計画

ヌ 使用周波数の移行計画

- 一 前項第一号イからハまで及びホからヲまでに掲げる事項
- 二 前項第一号イからハまで及びチからルまでに掲げる事項
- 三 前項第一号ロ、ニからトまで、ル及びヲに掲げる事項
- 四 前項第一号イからハまで及びチからルまでに掲げる事項
- 五 前項第一号イからヲまで及び同項第二号イからヌまでに掲げる事項

五 前項第一号イからヲまで及び同項第二号イからヌまでに掲げる事項 全国の区域

三 前項第一号ロ、ニからトまで、ル及びヲに掲げる事項 全ての周波数帯

四 前項第一号イからハまで及びチからルまでに掲げる事項

五 前項第一号イからヲまで及び同項第二号イからヌまでに掲げる事項

六 前項第一号イからハまで及びホからヲまでに掲げる事項

「第一項第二号イ及びニ」と、同項第二号中「第一項第一号ロ、ハ、トからヌまで及びヲ並びに同項第二号ロ、ハ及びトからヌまで」とあるのは「第一項第二号ロ、ハ及びトからヌまで」と、「免許人」とあるのは「登録人」と読み替えるものとする。

五 免許及び登録を要しない無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、別表の一の欄に掲げる區別ごとに同表の二の欄に定めるとおりとする。

六 別表の二の欄に規定する事項を調査する方法は、同欄に掲げる事項ごとに同表の三の欄に定めるとおりとする。

七 総務大臣は、第三項、第四項及び前項に定める方法による調査を補完するものとして、電波の発射状況に係る調査（次条において「発射状況調査」という。）の結果を活用することができる。

（重点調査の実施）

第六条 総務大臣は、第三条第一項各号に掲げる無線局の種類ごとに利用状況調査を行う場合において、総務大臣が別に告示する基本的な方針に合致する周波数帯を重点的に調査する必要があると認めるときは、前条第一項第一号ロ、ハ、トからヌまで及びヲ並びに同項第二号ロ、ハ及びトからヌまでに掲げる事項の調査並びに発射状況調査について、必要限度において詳細に調査を行うことができる。

（臨時の利用状況調査）

第七条 総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項各号又は第二項に定める周期にかかわらず、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

二 前項の利用状況調査を行うときは、対象となる周波数帯、地域その他の必要な事項を当該調査を開始する日の一月以上前に告示するものとする。

（利用状況調査の概要の作成及び公表）

第八条 法第二十六条の二第二項の規定により公表する利用状況調査の結果の概要は、総合通信局の管轄区域ごとに、次に掲げるところにより作成するものとする。

- 一 周波数の特性、電波の利用形態その他の事情を勘案して国民に分かりやすいものとする
- 二 周波数帯ごとに、次に掲げるところにより

二 利用状況調査の結果が数値で得られる第五項第一項及び第四項に定める事項については

<p>結果の外国の相互承認の実承認の実施に関する相互承認に第33条第2項の工事設計認 認の実施に第33条第2項の工事設計認 関する法律の規定により法証を受けた者に対 (平成13年第38条の25して報告を求める 法律第11第2項の規定が 事項の整理 1号)第3適用される場合 3条第2項における特定無 の工事設計線設備の技術基 認証に係る準適合証明等に 無線設備 関する規則第1 9条第1項第4 号に規定する検 査を行った特定 無線設備の数量</p>

注1 「調査事項」の各欄の台数又は数量は、特
 定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第
 2条第1項に定める特定無線設備又は同条第2項
 に定める特別特定無線設備の種別ごとの台数又は
 数量とする。ただし、一の特定無線設備又は特別
 特定無線設備の種別において、2以上の周波数を
 使用する特定無線設備又は特別特定無線設備につ
 いては、それぞれの周波数ごとの台数又は数量と
 する。

注2 「調査方法」の各欄の報告を求める事項の
 整理は、調査の対象とする特定無線設備の種別そ
 の他の事情を考慮し、必要な範囲内で行うもの
 とする。